

## 70歳未満の国民健康保険の加入者の皆さんへ

平成27年1月から高額療養費の

自己負担限度額が変更されます

同一月内の医療費の負担が高額となった場合に自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として支給されます。国の医療制度の見直しにより、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額(月額)が細分化されます。

[平成26年12月31日まで]

	基礎控除後の所得 ※2	自己負担限度額 (3回目まで) ※3	自己負担限度額 (4回目以降) ※3
上位所得者 ※1	600万円超	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

[平成27年1月1日から]

	基礎控除後の所得 ※2	自己負担限度額 (3回目まで) ※3	自己負担限度額 (4回目以降) ※3
上位所得者 ※1	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円～901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	210万円～600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 上位所得者とは基礎控除後の所得が600万円を超える世帯の人です。

※2 基礎控除後の所得=総所得金額-基礎控除(33万円)

※3 「3回目まで」「4回目以降」は過去12カ月間での高額療養費が適用された回数です。

●70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額は変わりません。

問合せ先 住民課国保年金係 ☎492-9135

## 簡易耐震診断を無料で受けることができます

町及び県では、旧耐震基準住宅を対象に診断から改修まで住まいの耐震化を支援しています。

昭和56年5月以前に着工された旧耐震基準による住宅の簡易耐震診断については、無料で受けられるようになっています。

わが家が安全かどうか、まずは耐震診断を受けましょう。

### ◎簡易耐震診断

▶診断費=無料

### ◎わが家の耐震改修促進事業

①耐震改修計画策定費補助

住宅の改修計画の策定に対して費用の一部を補助します。

▶補助金額=戸建て住宅の場合、改修計画策定費の3分の2以内(限度額20万円)

②耐震改修工事費補助

住宅の耐震補強工事に対して費用の一部を補助します。

▶補助金額=戸建て住宅の場合、耐震改修工事費の3分の1以内(限度額80万円、ただし耐震診断の評点が0.7未満の木造戸建住宅のみ限度額93.3万円)

③簡易な耐震改修定額助成パック

住宅の改修計画の策定と耐震改修工事に対して費用の一部を補助します。

▶補助金額=50万円(定額)

(耐震診断の評点が0.7未満の木造戸建住宅で、耐震改修工事により評点が0.7以上となること。改修計画の策定と耐震改修工事に要する費用の総額が50万円以上のもの。)

※事業着手前に補助申請が必要です。

【問合せ先】 役場都市計画課 ☎492-9143  
兵庫県建築指導課 ☎078-362-4340



## 農地の借受けを希望する人を募集します！！

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理事業を活用して農地を借り受けるには、あらかじめ借受希望の申し込みが必要です。

■募集期間 12月5日(金)～平成27年1月5日(月)まで

■申込方法 所定の申込書(ダウンロード可能)を、メール、ファクス、郵便で(公社)兵庫みどり公社へ送る、または最寄りの農地管理事務所(農林振興事務所)へお持ちください。※郵送の場合は消印有効です。

■問合せ先 (公社)兵庫みどり公社  
TEL(078)361-8114  
FAX(078)361-8128  
ホームページアドレス  
<http://www.forest-hyogo.jp>  
産業課産業振興係 ☎492-9141



兵庫県と県内すべての市町からのお知らせです

兵庫県と県内すべての市町は、連携して個人住民税の特別徴収を推進しています。従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

◎ 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ

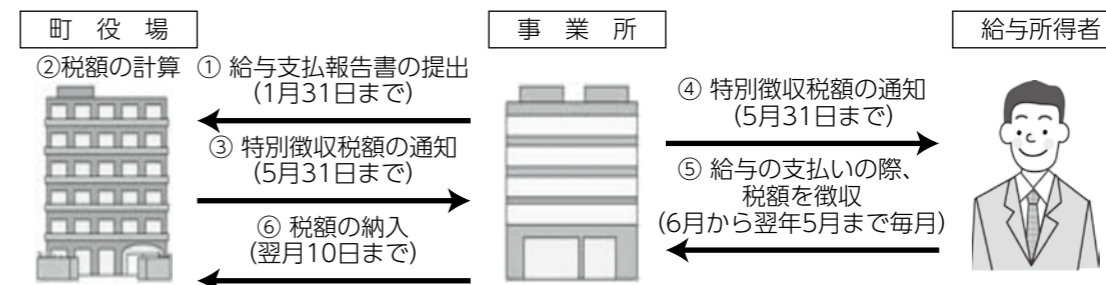
特別徴収とは、従業員の方の給与から個人住民税を引き落とし、事業主の方が従業員の方に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

◆ この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)の方に義務づけられています。

◆ 特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

◆ 従業員の方にとっては、①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与引き落とし(年12回払い)になるので1回当たりの納税額が少なく済む、②直接金融機関に向かう手間がなくなる、③納付忘れを防げるといったメリットがあります。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ



## 稲美町住宅耐震等補助制度をご活用ください

住宅の地震発生時における倒壊や、それに伴う被害を減少させるため、寝室等の耐震性を向上させる改修工事等に補助を行います。

◆補助対象住宅 戸建ての専用住宅及び店舗等併用住宅で、次の全ての要件に該当するもの

1. 昭和56年5月以前着工で、耐震に対する安全性が低いと診断されていること
2. 町内に引き続き1年以上住民登録がある人が、所有し居住していること

◆補助対象工事 町内業者が耐震改修工事等を行うもので、費用(消費税抜き)が20万円以上の工事等で、次のいずれかにあてはまるもの

1. 主に就寝の用に供する居室(以下「寝室」という。)等の補強工事
2. 寝室等への耐震シェルターの設置工事
3. 寝室等への耐震ベッドの設置
4. 屋根葺き材を改修し軽量化を図る工事
5. 基礎を補強する工事

◆補助金額 補助対象となる工事費の10分の1で、上限は10万円です。

住宅リフォーム補助と併用できる場合、補助金は最大20万円となります。

◆問合せ先 都市計画課 都市計画係 ☎492-9143 FAX 492-2345



### 稲美町立健康づくり施設「いなみアクアプラザ」

問合せ先 ☎496-5851 (毎週火曜日、休館日)

#### ①「冬休み短期水泳教室」

と き 12月23日(水)～26日(金) 9:30～10:30  
4日間

対 象 幼児クラス(3才児～就学前)  
ジュニアクラス(小学1～6年生)

定 員 75人(先着順)

料 金 5,000円

申込方法 いなみアクアプラザで12月1日(月)9:00から受付(電話予約できます)

告知「年末年始の休館のお知らせ」12月28日(日)～1月4日(日)

#### ②大好評!!「2週間体験」

と き 12月1日(月)～27日(土)

内 容 【フィットネス会員体験】  
①トレーニングルームフリー使用可 ②スタジオプログラム参加可 ③プールフリー遊泳可  
【プール会員体験】

①プールフリー遊泳可  
対 象 未入会の人(体験コースとしての利用は2週間のみです)  
16歳以上の運動が行える健康状態にある人(18歳未満は保護者の同意が必要です)

定 員 なし

料 金 フィットネス会員体験: 3,000円(2週間)

プール会員体験: 2,500円(2週間)

申込方法 いなみアクアプラザで受付(電話予約はできません)